

目的達成業務届出書

東経企営第 18-121 号
平成 30 年 10 月 24 日

総務大臣

石田 真敏 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) どうきょうとしんじゅくくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目 19 番 2 号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいいしや

氏 名 東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 井上 福

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第四項第一号及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第一条の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

1. 業務の内容

(1) 概要

東日本電信電話株式会社（以下、「当社」という。）の外販またはホームページ等において、他事業者のサーバー設備及びアプリケーションにより提供されるサービスの販売・媒介等を実施する。

(2) 主な業務の実施方法

販売元事業者から当該サービスの販売業務を受託し、当社のＩＰ通信網サービス等の契約者に販売元事業者が定める価格にて販売を実施する。

なお、販売・媒介^(注1)とは、以下に掲げるものをいう。

- ① サービスのお客様への説明・提案
- ② 販売元事業者とお客様との契約締結代行
- ③ サービスに係るお客様への請求等

また、上記に付随する業務として、お客様の利便性の向上のために、問い合わせ対応やアカウント管理などのサポート業務等を当社役務^(注2)として提供する。

(注1) 販売元事業者に代わり販売業務等を実施するものであり、サービス料に販売元事業者の定めた一定割合を乗じて算定する額を媒介手数料とする。受託可否にあたっては同一の条件に基づき判断することとし、販売委託を要望される事業者が提示する媒介手数料の水準が以下の条件を満たしていれば受託する。

「年間の媒介手数料 $\geq$ 社員1人あたりの時間作業単金 $\times$ 受託業務実施にかかる年間稼働時間」

なお、複数の事業者から同種の商品を受託することとなった場合には、各事業者の商品を公平に取り扱う。具体的にはお客様から提供会社名・商品名を指定しないご要望を受けた際には、受託している商品の中からお客様の要望に合う商品を並列的に説明・提案を行う。

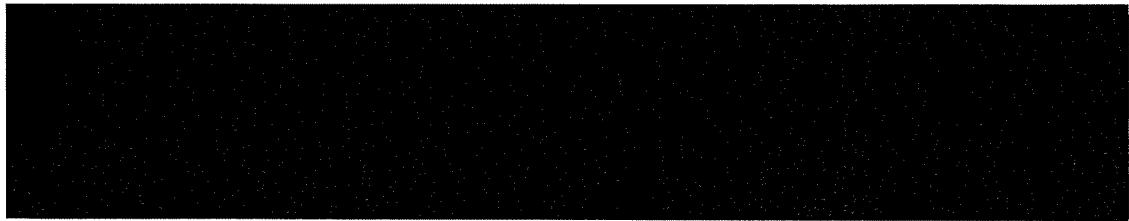
(注2) 販売元事業者が定価で直販する場合において提供しない業務であり、個別に役務対価（初期費用・月額費用）を設定し、お客様に請求を行う。役務対価は以下の条件で算定する。

「社員1人あたりの時間作業単金 $\times$ 受託業務実施にかかる所要稼働時間」

2. 業務の開始の日

2018年11月1日(予定)

3. 業務の収支の見込み



※収入は、媒介手数料収入及び当社が個別に実施する役務対価収入額に販売数の見込みを乗じて算定した。
※費用は、業務実施にかかる稼働コストと業務委託費を算定した。

4. 業務を営む理由

近年、クラウドの普及により、お客様のシステムの利用環境がオンプレミス型からクラウド型に移行し、お客様が必要なリソースやアプリケーションを、必要な時に必要なだけ利用するという利用形態が一般化している。当社に対しても、当社のネットワークサービスとあわせてクラウドサービスをワンストップで販売してほしいというニーズが高まっていることから、当社が本サービスの販売・媒介等を行うことにより、お客様ニーズにお応えしていくこととしたものである。

当社は、本サービスの販売・媒介等の実施を通じて、当社のＩＰ通信網サービス等の利用者利便を向上させ、以ってその利用を増大し、ひいては地域電気通信事業の目的を達成する考えである。

以上